

8月の豪雨で被害を受けた住宅等の再建に助成

市では、8月の豪雨で、住宅等の被害を受けた人に、被災住宅の再建等の費用の一部を助成する「八幡市地域再建被災者住宅等支援事業」を創設しました。

【対象となる経費】
 床・畳水により必要となった次の①②の経費
 ①住宅の補修に係る経費（併用住宅の場合は、居住部分の補修に要した経費）
 ②一時的に転居する経費（住宅の賃借経費）
 【助成金の額】
 ①②の合計で50万円を上限とする。助成の対象となる経費が50万円未満の場合には、その経費の全額を助成。
 申請書に、り災証明書（写）、居住を証明できるもの、契約書、見積書等を添付して申請してください。
 【申請期限】平成25年3月29日（金）まで（土・日・祝日を除く）
 ◆申し込み・問い合わせ 都市計画課

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、基準にあてはまる場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。
 70歳未満と70歳以上では、限度額が異なります。
 なお、申請には、保険証、領収書印かん、口座番号がわかるものが必要です。確定申告の医療費控除用に領収書を提出される前に、高額療養費に該当しているかどうかご確認ください。
 ※ひと月の医療費とは
 月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額

【70歳未満の人の場合】
 同じ医療機関で支払った医療費が対象です。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば合算対象となります。
 ◆問い合わせ 国保医療課

【70歳以上75歳未満の人の場合】
 外来（個人単位）と入院・外来（世帯単位）で別々に計算します。
 なお、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人が入院の場合や外来でも、ひと月の自己負担限度額が高額になる場合は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を国保医療課で受けてください。医療機関での自己負担は限度額までとなります。
 ◆問い合わせ 国保医療課

自己負担限度額

【70歳未満の人】

| 区分 | 3回目まで | 4回目以降(※3) | |
|--------------|-----------|-----------------------------|---------|
| 住民税課税世帯 | 上位所得者(※1) | 150,000円+(総医療費-500,000円)×1% | 83,400円 |
| | 一般 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯(※2) | 35,400円 | 24,600円 | |

※1 同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯に属する人。
 ※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
 ※3 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

【70歳以上75歳未満の人】

| 区分 | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
|----------|-------------|--------------------------------|
| 住民税課税世帯 | 現役並み所得者(※2) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(※1) |
| | 一般(※3) | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 低所得Ⅱ(※4) | 24,600円 |
| | 低所得Ⅰ(※5) | 15,000円 |

※1 過去12カ月間に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。
 ※2 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。
 ※3 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。
 ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人（低所得Ⅰ以外の人）。
 ※5 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

男山団地再編に向けて ～団地再編 住みよいまちへ2012～



現在、関西大学において集合住宅「団地」の再編（再生・更新）手法に関する技術開発、研究が行われています。その研究団地として男山団地が選定され、現在様々な取り組みがなされています。

ます。その取り組みの一環として、これまでの研究成果、再生事例の紹介等を実施します。
 【研究成果の展示】入場無料
 日時 12月14日（金）～18日（火）午前10時～午後5時（18日は午後3時まで）
 場所 市文化センター1階展示室
 【講演会】入場無料、場所は「多摩平の森」自治会長
 『「多摩平の森」における三者の協働について』
 ①日時 12月15日（土）午後2時～5時
 講師 および講演題
 ・江川直樹（関西大学教授）

団地再編プロジェクト代表「海外等の団地再生先進事例の動向と、わが国におけるストック活用型団地への展望（関西大学戦略基盤団地再編プロジェクトからの提案）」
 ・増永理彦（神戸松蔭女子学院大学教授）
 ・笹原武志（UR賃貸住宅多摩平の森 自治会長）
 『「多摩平の森」における三者の協働について』
 ②日時 12月16日（日）午後2時～5時
 講師 および講演題
 ・星田逸郎（星田逸郎空間都市研究所）『団地住戸のリノベーションを経験して（観月橋団地再生計画、向ヶ丘第一団地ストック再生実証試験、富田第二住宅等）』
 ・井上洋司（背景計画研究所）『男山団地の緑道植栽及び路上駐車場景観の微気候調整能力再生に向けて』
 ◆問い合わせ 都市計画課

還付金詐欺が発生しています!

最近、市の職員を名乗って「医療費の還付金の手続きをしてほしい」と巧みに銀行やコンビニ等のATMに誘い出し、振り込みをさせるという還付金詐欺の情報が多く寄せられています。
被害にあわないために
 市の職員が電話で指示して、還付金の手続きのためにATMを操作していただくことはありません。
慌てず冷静な対応を
 電話の相手は、あなたをだまそうとしています。自分ひとりで判断せず、家族等に相談してください。
 もし、不審な電話があった場合、かかってきた番号にかけ直すのではなく、警察や関係機関の担当部署にご確認ください。

◆問い合わせ 八幡警察署（☎981-0110）、国保医療課、生活情報センター（☎983-8400）

保険料は納期内に納付を!

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に納付をお願いします。納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が加算されます。
 振替を利用してください。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合あり）または市役所の保険料収納課でお願いします。
 ◆問い合わせ 保険料収納課
 安心・確実・便利な口座